医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師 臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士 の免許申請手続き

令和3年2月1日現在

手続きに必要なもの	備考
□ 免許申請書	
□診断書	発行の日から1か月以内のものが必要です
□ 次の①, ②のうちいずれか	
① 戸籍謄本または戸籍抄本	① 発行の日から6か月以内のものが必要です
② 住民票の写し	② 本籍地が記載されていて、かつ個人番号が記載されていないものであり、発行の日から6か月以内のものが必要です
※ 試験出願後に本籍または氏名を変更している場合や、旧姓併記を希望する場合は、住民票の写しではなく、変更事項を証する戸籍謄本または戸籍抄本を御用意ください	
※ 外国籍の方の場合・短期在留者旅券,その他の身分証明書・中長期在留者,特別永住者	
住民票の写し	住民票の写しは、国籍が記載されていて、かつ個人番号が 記載されていないものであり、発行の日から6か月以内の ものが必要です
□ 登録済証明書(はがき)	切手を貼付してください
□ 収入印紙 ・医師,歯科医師 60,000円 ・その他の資格 9,000円	

※ 罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、別途必要書類があります。 詳細は、保健所総務企画課までお問合せください

【お問合せ先】 【04-7167-1255(柏市保健所 総務企画課 開庁 8:30~17:15 / 土日祝日を除く)